



島根県報

平成22年3月31日（水）

号外第74号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

配偶者等からの暴力被害者自立支援金貸付規則の一部を改正する規則

（青少年家庭課） 2

公布された条例等のあらまし**◇配偶者等からの暴力被害者自立支援金貸付規則の一部を改正する規則（規則第38号）**

1 規則の概要

- (1) 知事は、自立支援金を貸し付けるかどうかを決定する際に、申請者等に対する面接等により貸付けの目的を達成する見込みを調査することとした。（第6条第1項関係）
- (2) 自立支援金の貸付けの決定を受けた者は、速やかに配偶者等からの暴力被害者自立支援金借用書を知事に提出しなければならないこととした。（第6条第2項関係）
- (3) その他規定及び様式の整備

2 施行期日

平成22年4月1日から施行することとした。

規 則

配偶者等からの暴力被害者自立支援金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第38号

配偶者等からの暴力被害者自立支援金貸付規則の一部を改正する規則

配偶者等からの暴力被害者自立支援金貸付規則（平成20年島根県規則第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「被害者が」の次に「、一時保護施設に入所している期間に自立支援金の貸付けを申請する場合にあっては当該」を、「際に、」の次に「一時保護施設を退所した後に自立支援金の貸付けを申請する場合にあっては当該貸付けを申請する際に」を加える。

第6条の見出し中「決定」の次に「及び方法」を加え、同条中「に基づき、」を「があったときは、申請者等に対する面接等により自立支援金の貸付けの目的を達成する見込みを調査して当該」に改め、同条に次の2項を加える。

2 前項の規定により自立支援金の貸付けの決定を受けた者は、速やかに配偶者等からの暴力被害者自立支援金借用書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の借用書を提出した者に対し、自立支援金を貸し付けるものとする。

第7条の見出し中「及び方法」を削り、同条第2項を削る。

様式第1号を次のように改める。

様式第 1 号 (第 5 条関係)

年 月 日

島根県知事 様

申請者 住所
氏名

㊞

配偶者等からの暴力被害者自立支援金貸付申請書

配偶者等からの暴力被害者自立支援金の貸付けを受けたいので、配偶者等からの暴力被害者自立支援金貸付規則第 5 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 貸付申請額 円

2 貸付金の内容

自立支援金の種類及び金額	<input type="checkbox"/> 生活資金 円
	<input type="checkbox"/> 生活費 円 (内訳:) <input type="checkbox"/> 生活費同伴者加算額 円 (同伴者の人数: 人) <input type="checkbox"/> 生活用品購入費 円 (内訳:)
	<input type="checkbox"/> 住宅借上げ資金 円
	合 計 円
据 置 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日 (3か月以内)
償 還 の 方 法 及 び 期 間	<input type="checkbox"/> 月賦 [償還期間: 年 月 ~ 年 月] [償還額: 1回 円× 回]
	<input type="checkbox"/> 一括 (償還日: 年 月 日)

3 将来の見通しその他

収入の根拠及び返還の見込み

居住予定地の住所、連絡先電話番号等

(注) 住宅借上げ資金の貸付けを申請する場合は、契約相手方の見積書を添付すること。

様式第4号中「(第7条関係)」を「(第6条関係)」に、「借受人 氏名 ㊟」を

「借受人 住所
借受人 氏名 ㊟」に、「借用し、金員を受領いたしました。」を「借用いたします。」に

改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。